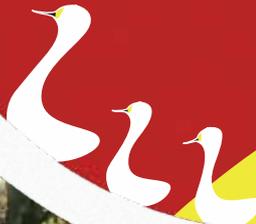




年次有給休暇
を活用して
新潟三昧

地域のイベントに
参加しよう!



地域もハツラツ! 自分もハツラツ! の働き方へ

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう!

年次有給休暇の計画的付与制度とは、年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの分については、労使協定を結べば計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入することによって、休暇取得の確実性が高まり、予定した活動を行いやすくなります。

>> ”にいがた冬食の陣”に「計画的付与制度」を活用した例



にいがた冬食の陣
開催期間：2019年10月1日-2020年3月31日
★当日座：2020年2月8日(土)-9日(日)
計画的付与制度の活用期間
2020年2月10日(月)-12日(水)

計画的付与制度

活用



2 February					
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri
	3	4	5	6	7
9	10	11	12	13	14
16	17	18	19	20	21

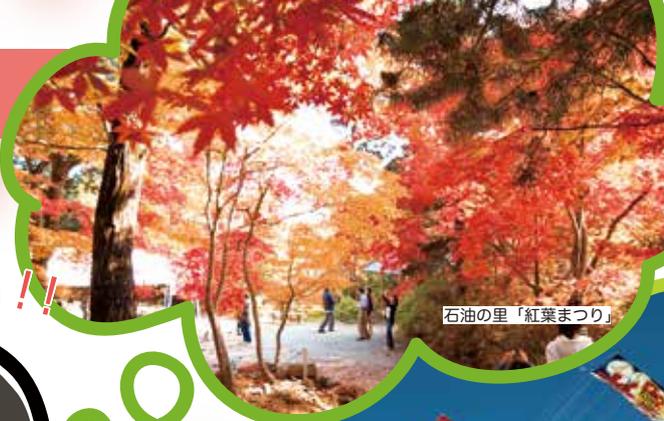
計画的付与制度の利用

年次有給休暇を活用したら・・・



新潟まつり

楽しみが
いっぱい!!



石油の里「紅葉まつり」



にいがた食の陣



白根大風合戦

Q1 なぜ休暇の取得が必要なの？

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のためには、労働時間や休日数、年次有給休暇の取得状況など、従業員の健康と生活に配慮し、多様な生き方に対応したものに改善することが重要です。



Q2 休暇取得に向けた環境づくり、私にもできることはあるの？

休暇の取得促進に向けて、労使が協力して取り組むことが重要です。具体的には

- 経営のトップによる社内への休暇取組推進のよびかけ
- 管理者が率先して休暇取得
- 労働組合等による企業、労働者への働きかけなどが考えられます。積極的に取り組みましょう。

Q3 労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇の取得が企業に義務づけられたって本当？

労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、年次有給休暇日数が、10日以上全ての労働者に対し、年間5日間、年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

原則

労働者の申請による取得



労働者が使用者に取得時季を申出

新設

使用者の時季指定による取得



使用者が労働者に取得時季の意見を聴取
労働者の意見を尊重し、使用者が取得時季を指定

労働者自ら申し出て取得した日数や、労使協定で取得時季を定めて与えた日数(計画的付与)については、5日から控除することができます。

例

- 労働者が自ら5日取得した場合 >> 使用者の時季指定は不要
- 労働者が自ら3日取得 + 計画的付与2日の場合 >> 使用者の時季指定は不要
- 労働者が自ら3日取得した場合 >> 使用者は2日を時季指定
- 計画的付与で2日取得した場合 >> 使用者は3日を時季指定

働き方・休み方改善
ポータルサイト

事例や診断を活用して働き方・休み方改善のヒントを見つけよう!

働き方・休み方改善ポータルサイト



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>